

社会福祉法人さつき会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和7年9月30日
2. 目標と取組内容・実施時期

<目標>

年次有給休暇の取得日数を従業員1人当たり年間7日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年 2月～ 従業員の毎月の有給休暇取得状況を把握し、上司に情報提供する。
- 令和4年 4月～ 部署ごとの有給休暇取得向上計画の策定をする。
- 令和4年10月～ 有給休暇取得向上計画に基づいた各部署での取組の結果を振り返り、目標達成に向けた計画の見直しを行う。